

2018年8月10日

VOL.13

# NEWS LETTER

## 残暑お見舞い申し上げます

連日、暑い日が続きます。

皆さまにおかれましては、お変わりありませんでしょうか？

今年は、水害に遭われた方もおられるのではないかと気がかかりますが、ご健康で、日々お暮らしなさるよう、心から祈念いたしております。

さて、今回の、NEWS LETTER VOL.13 では、会社の内部統制システム（危機管理システム）について、ご報告させていただきます。

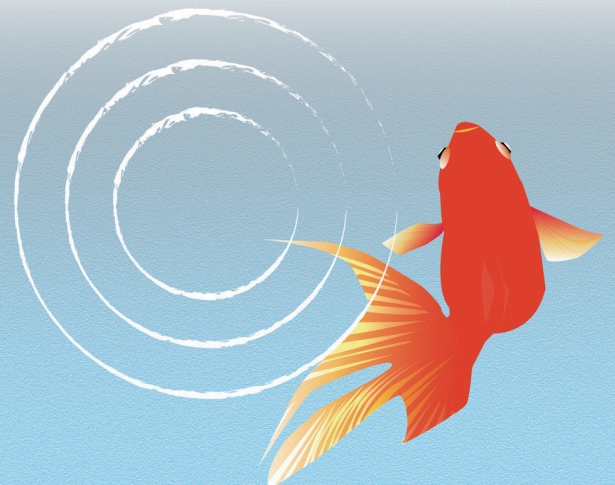
なお、過日、菊池が書きました「将の能にして君の御せざる者は勝つ」という小冊子は、「歴史に学ぶ人間学」の第一号「トップと幹部の関係」を書いたものですが、引き続き第二号、第三号と書いていきたいと思っています。

今後とも、よろしくご指導くださるようお願いいたします。

2018年（平成30年）8月10日

弁護士法人菊池綜合法律事務所

代表弁護士 菊池捷男





# 内部統制システムって、何？

## 1. 大和銀行事件判決が、 法曹界と財界に激震を起こす

平成7年に、大和銀行のニューヨーク支店の行員某がアメリカ国債の簿外取引で大和銀行に約1100億円の損害を与えたとする事件が発覚しました。

平成12年、この不祥事につき、大阪地方裁判所は、頭取以下の取締役10名に対し、内部統制システム（危機管理システム）の整備義務に違反したことを理由に、合計800億円を超える損害賠償を命ずる判決を言い渡しました。

これにより、法曹界に、また、財界に、激震が走りました。

財界では、これじゃ取締役などやっておれねえ！という叫びに似た声が上がります。そのため、政府は、財界の意見を取り入れて、平成13年旧商法改正（議員立法）によって、2種類の責任軽減制度を創設しました。

その一つは、取締役等役員につき、責任の一部を免除する「責任軽減制度」です。他の一つは、社外取締役等（社外取締役、社外監査役、会計参与、会計監査人）について、あらかじめ会社と契約を締結して、責任を一定限度に限定する「責任限定契約」を締結できるという制度です。

## 2. 内部統制システムを整備する義務の根拠

大和銀行事件の判決の中で、裁判所は、

- ①健全な会社経営を行うためには、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等の状況を正確に把握し、適切に制御するという「リスク管理体制」（いわゆる内部統制システム）を整備することが必要である。
- ②リスク管理体制の大綱については、取締役会で決定すること、
- ③業務執行を担当する代表取締役及び業務担当取締役は、大綱を踏まえ、担当する部門におけるリスク管理体制を具体的に決定すべき職務を負い、かつ、取締役は、それぞれ、取締役会の一員として、代表取締役及び業務担当取締役がリスク管理体制を構築すべき義務を履行しているか否かを監視する義務を負う。
- ④監査役は、小会社を除き、業務監査の職責を担っているから、取締役がリスク管理体制の整備を行っているか否かを監査すべき職務を負う。
- ⑤もっとも、会社が整備すべきリスク管理体制の内容は、リスクが現実化して惹起する様々な事件事故の経験の蓄積とリスク管

理に関する研究の進展により、充実していくものであるので、どのような内容のリスク管理体制を整備すべきかは経営判断の問題であり、会社経営の専門家である取締役に、広い裁量を与えられている。つまり、不祥事が発生した後の基準でもって、内部統制システム整備義務に違反したなどというてはならない。」旨判示し、会社が内部統制システム（危機管理システム）を整備する上で、会社の裁量権を広く認めました。

## 3. 内部統制システムの内容

その後の法律改正で、現在では、内部統制システム整備義務は、指名委員会等設置会社及び大会社（資本金5億円以上又は負債が200億円以上ある会社）の義務にされるに至っています。

そして、その内容は、内部統制システムとは、「会社の業務等の適正を確保するための体制の整備」をいい（会社法348条3項4号）、詳しくは、

- ①取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
- ②損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑤会社・親会社・子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制にまとめています（会社法施行規則98条1項）。

なお、監査役設置会社は、内部統制システムの内容および運用状況を、事業報告書で開示しなければならない、その相当性判断は、監査役の職務の対象になっています（会社法施行規則118条、129条1項5号）。



#### 4. 内部統制システムが構築されているとは、どの程度のものが必要なのか？

最高裁平成 21 年 7 月 9 日判決は、  
会社が、

- ①事務分掌規定等を定めて、事業部門と財務部門を分離し、
- ②事業部については、営業部とは別に注文書や検収書の形式面の確認を担当する課及びソフトの稼働確認を担当する課を設置し、それらのチェックを経て財務部に売上報告がされる体制を整え、
- ③監査法人との間で監査契約を締結し、当該監査法人及び財務部が、それぞれ定期的に、チェックする体制（具体的は、販売会社あてに売掛金残高確認書の用紙を郵送し、その返送を受ける方法で売掛金残高を確認するなどの体制）ができておれば、内部統制システムとして十分にできていると判断されるので、会社の従業員が、巧みな文書偽造や詐欺的手法で、架空売上などをして、会社の金銭を横領しても、取締役には責任はないと判示しています。

要は、内部統制システムといっても、できないことをせよというような難しいことが要求されているわけではありません。

#### 5. 集团的企業内部統制システムとは？

会社が整備すべき内部統制システムには、親会社の取締役が、子会社の経営を監視するためのものもあります。

会社法施行規則 5 の「企業集団内部統制システムの構築」がそれです。

#### 6. 個々具体的な問題

##### (1) 公益通報者保護法上の体制整備

平成 18 年に公益通報者保護法が施行されました。これにより、会社には会社外での通報窓口の設置義務も生じています。

##### (2) 個人データ保護に関する内部統制システム

平成 30 年 5 月、欧州連合（EU）において、個人データ保護を大幅に強化した一般データ保護規則（GDPR）が施行されましたが、EU と取引をしている会社は、個人データの保有や域外に持ち出した場合の保護体制を整備する義務があり、それに違反した会社は、最大で年間売上高の 4% 又は 2 千万ユーロいずれか高い方の制裁金を科すことになっていますので、GDPR の適用を受ける会社の場合、内部統制システムの一つとして、EU 基準にかなった個人データ保護システムの整備が必要です。

#### 7. クライシスマネジメント (不祥事の公表義務システム)

大阪高等裁判所平成 18 年 6 月 9 日判決は、ドーナツの製造販売をする D 社が、食品衛生法では使用が認められていない添加物を使用した商品を販売したことについては、取締役には、内部統制システム整備義務違反はない。しかし、食品に違法な添加物が混入していたことを知った後は、クライシスマネジメントとして、消費者からの信頼喪失を回避するために積極的に事実の公表をすべき義務があった。これをしなかったことによる会社の信用失墜部分については、損害賠償義務がある、と判示したうえで、その損害については、「事実の公表が・・・なされていた場合に、一体どれほどの損害が回避され最小限度のものに止められていたかを判断することは、容易ではない。」が、「積極的な事実の公表が周到な準備のもとになされた場合には、現実には生じた損害のうち相当程度のもので回避し得た可能性があったものと推認することができる。」と判示し、会社に生じた損害に対する裁判所の裁量による一定の割合分の賠償を命じました。

この判決は、初めて、クライシスマネジメントという言葉を使い、いっぺんに有名になりました。

#### 8. 内部統制システムを整備することは、 ついに自治体の長の義務にもなる

平成 29 年 6 月 2 日に、地方自治法が改正され、都道府県知事および指定都市の市長には、内部統制システム（リスク管理システム）に関する方針を策定し、それに基づき必要な体制を整備する義務（それ以外の市町村長には努力義務）が課せられるに至りました。

自治体にも、内部統制システムの整備を義務づけた理由として、「地方自治法 平成 29 年改正のポイント（地方自治制度研究会編集）」は、「今回、民間企業において、既に導入されている内部統制制度に倣い、同様の制度を地方公共団体に導入することにより、行政サービスの提供などの事務上のリスクを評価・コントロールして、組織として事務の適正な執行を確保する体制を整備・運用することとするものです。」と説明しております。

幅広い知識と情熱で  
企業をサポートします。



迅速

お困りの時には  
すばやく対応します。

的確

ご相談の内容ごとに  
判例や文献を調査し  
てご報告します。

丁寧

難解な法律用語も  
分かりやすく解説し  
ます。

<岡山弁護士会所属>



弁護士法人菊池綜合法律事務所  
Kikuchi Synthetic Law Office L.P.C.

〒700-0807 岡山市北区南方1-8-14

TEL 086-231-3535

FAX 086-225-8787

受付時間 月～金 9:00～17:00

土 9:00～12:00

